三〇	ＲＤＦ	トン	十八・〇	
三一	ＲＰＦ	トン	二十六・九	
三二	廃タイヤ	トン	三十三・二	
三三	廃プラスチック類（一般廃棄物であるものに限る。）	トン	二十九・三	
三四	廃プラスチック類（産業廃棄物であるものに限る。）	トン	二十九・三	
三五	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。以下この項において同じ。）又は廃油から製造された燃料炭化水素油	キロリットル	四十・二	
三六	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	キロリットル	三十八・〇	
三七	木材	トン	十三・二	
三八	木質廃材	トン	十七・一	
三九	黒液	トン	十三・六	
四〇	バイオガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	二十一・二	
四一	バイオマス（三七の項から四〇の項までに掲げるものを除く。）	トン	十三・二	

別表第七を次のように改める。

別表第七（第四条及び第五条関係）

一	牛			
	ふん尿の天日乾燥による管理	○・○○二〇	○・〇三一	
	ふん尿の火力乾燥による管理	○	○・〇三一	
	乳用牛のふん尿の堆積発酵による管理	○・〇三八	○・〇三八	
	肉用牛のふん尿の堆積発酵による管理	○・〇〇一三	○・〇二五	
	ふん尿の焼却による管理	○・〇〇四〇	○・〇〇一六	
	ふん尿の浄化による管理	○・〇〇三〇	○・〇四五	
	乳用牛のふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・〇二三	○・〇〇〇三一	
	肉用牛のふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・〇三四	○	
	尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・〇〇一一	○・〇〇三九	
	ふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・〇〇一一	○・〇〇九四	
	乳用牛のふんと尿の混合物の強制発酵による管理	○・〇〇一一	○・〇〇九四	
	肉用牛のふんと尿の混合物の強制発酵による管理	○・〇〇二一	○・〇〇三九	
	乳用牛の尿から分離したふんのメタン発酵による管理	○・〇〇一三	○・〇二五	
	肉用牛の尿から分離したふんのメタン発酵による管理	○・〇三八	○・〇三八	
	乳用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理	○・〇三〇	○・〇〇二四	
	肉用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理	○・〇三五	○・〇〇二四	
	乳用牛の尿から分離したふんの天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・〇三八	○・〇三一	
	肉用牛の尿から分離したふんの天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・〇〇四〇	○・〇三一	
	乳用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・〇三八	○・〇四五	
	肉用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・〇四〇	○・〇四五	
二	豚			
	ふん尿の天日乾燥による管理	○・〇〇二〇	○・〇三一	
	ふん尿の火力乾燥による管理	○	○・〇三一	
	ふん尿の堆積発酵による管理	○・〇〇一六	○・〇三九	
	ふん尿の焼却による管理	○・〇〇四〇	○・〇〇一六	
	ふん尿の浄化による管理	○・〇〇九一	○・〇四五	
	ふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・〇九二	○	
	尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・〇〇〇八〇	○・〇〇二五	
	ふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・〇〇三〇	○・〇〇九四	
	ふんと尿の混合物の強制発酵による管理	○・〇〇〇八〇	○・〇〇二五	
	尿から分離したふんのメタン発酵による管理	○・〇〇一六	○・〇三九	
	ふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理	○・〇三六	○・〇〇二四	